

令和元年旭市議会第2回定例会委員会会議録目次

文教福祉常任委員会 令和元年6月18日（火）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	1 1
所管事項の報告	1 2
請願の審査	1 4
請願の採決	1 8
意見書案の説明	1 9
陳情の審査	2 2
陳情の採決	2 5
閉会	2 5

総務常任委員会 令和元年6月19日（水）

付議事件	2 9
出席委員	2 9
欠席委員	2 9
委員外出席者	2 9
説明のため出席した者	2 9
事務局職員出席者	3 0
開会	3 1

議案の説明、質疑	3 3
議案の採決	4 0
所管事項の報告	4 1
閉会	4 2

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

令和元年6月18日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 9 号 工事請負契約の締結について

議案第 10 号 工事請負契約の締結について

《付託請願》

請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願

請願第 3 号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願

《付託陳情》

陳情第 4 号 旭市の子どもへの貧困対策の更なる充実を求める陳情

出席委員（5名）

委員長 飯 嶋 正 利

副委員長 伊 藤 房 代

委 員 木 内 欽 市

委 員 景 山 岩三郎

委 員 向 後 悦 世

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

副議長 宮 澤 芳 雄

紹介議員 平 山 清 海

説明のため出席した者（28名）

教 育 長 諸 持 耕太郎

学校教育課長 加 瀬 政 吉

社会福祉課長 仲 條 義 治

高齢者福祉課 浪 川 恭 房

子育て支援課 石 橋 方 一

保険年金課長 在 田 浩 治

庶務課長 栗 田 茂

生涯学習課長 八 木 幹 夫

体育振興課長	花澤義広
環境課長	木内正樹
財政課長	伊藤義隆
その他担当 職員	14名

健康管理課長	遠藤茂樹
企画政策課長	小倉直志
商工観光課長	小林敦巳

事務局職員出席者

事務局長	高安一範
副主幹	黒柳雅弘

事務局次長	池田勝紀
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

梅雨の間の晴れ間ということで、非常に爽やかな陽気になってきました。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、平山清海議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可しましたので、よろしくお願いいたします。

本日、議長に代わり宮澤副議長にご出席いただいております。

ご挨拶をお願いいたします。

副議長。

○副議長（宮澤芳雄） おはようございます。

委員の皆さんには大変ご苦労さまです。

本日は付託されました3議案、請願2件、陳情1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表しまして、諸持教育長よりご挨拶いただきます。お願いいたします。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で3議案でございます。

その内訳は、まず予算関係で1議案、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、次に契約関係が2議案、議案第9号及び議案第10号の工事請負契約の締結につ

いてであります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての委員会でございますので、文教福祉常任委員会所管の担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） お願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） それでは、順次自己紹介をさせますので、よろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（仲條義治） 社会福祉課課長の仲條です。どうぞよろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（石橋方一） 子育て支援課課長の石橋です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（八木幹夫） 生涯学習課長の八木と申します。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長（在田浩治） 保険年金課、在田と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課長、栗田と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（加瀬政吉） 学校教育課課長、加瀬政吉と申します。よろしくお願いいたします。

○体育振興課長（花澤義広） 体育振興課の花澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課課長の浪川でございます。よろしくお願いいたします。

○健康管理課長（遠藤茂樹） 健康管理課、遠藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長（木内正樹） 環境課長の木内でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月10日及び13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第9号、工事請負契約の締結について、議案第10号、工事請負契約の締結についての3議案であります。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明いたします。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1のプレミアム付商品券事業についてご説明いたします。

事業費は1億1,410万円です。本事業の概要でございますが、国において本年10月から予定されている消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、市内の各取り扱い店舗において、共通して使用できるプレミアム付商品券を発行するものでございます。

購入対象者は、所得の低い方と子育て世帯となります。所得の低い方については、平成31年1月1日現在の基準日において、本市の住民基本台帳に記録されており、令和元年度分の住民税非課税の方で、住民税課税者と生計同一の配偶者及び扶養親族、生活保護受給者等を除く方となります。

子育て世帯の方として、平成28年4月2日から本年9月30日までに生まれた子が属する世帯で、本年6月1日、7月31日、9月30日のいずれかの基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている方となります。

購入対象者数は推計で1万5,000人、世帯数は1万世帯を見込んでおります。

購入対象者の購入限度額でございますが、1人につき額面2万5,000円となります。販売額は2万円で、プレミアム分として販売額の25%、5,000円分が上乗せされます。子育て世帯の方も同様ですが、対象となる児童数分が購入限度額となります。

商品券の販売に当たりましては、1枚500円券で10枚を1セットとして、額面5,000円分を4,000円で販売する予定としています。1セット当たりの販売額の25%、1,000円分が上乗せされます。1人分は5セットまでとなります。

プレミアム付商品券の発行総額及び販売総額の見込みでございますが、購入対象者数推計で1万5,000人分として、購入限度額は1人につき額面で2万5,000円分まで、販売額で2万円ですので、発行総額で3億7,500万円分、販売総額で3億円を見込んでいます。発行枚数は1枚500円券で75万枚、10枚1セットですので、7万5,000セットの発行を予定しています。

プレミアム付商品券の販売場所は、現在のところ旭市商工会館を予定しており、販売期間は本年10月1日から令和2年2月28日までの予定でございます。購入の際には、商品券購入引きかえ券が必要となります。

利用期間は本年10月1日から令和2年3月31日までの予定となります。市内の各取り扱い店舗で利用することができます。

換金場所については、協同組合旭専門店会を予定しているところでございます。

以上が本事業の概要でございます。

歳出の主なものでございますが、説明欄1、7の賃金767万円ですが、プレミアム付商品券の購入引きかえ券交付申請書等の発送作業や受付事務などに係る臨時職員6人の賃金等で、7月から来年3月までの9か月分を見込んでいます。主な業務場所は市役所本庁舎北側分室、来年1月からは南分館1階を予定しています。

12の役務費は244万円、通信運搬費と手数料でございます。役務費のうち通信運搬費242万9,000円が主なもので、申請書や商品券購入引きかえ券などを発送する郵便料金でございます。

なお、子育て世帯の方は、税等の審査は要しませんので、申請書の提出は必要ありません。対象となるご家庭へ直接商品券購入引きかえ券を発送する予定です。

13の委託料は1億218万9,000円、商品券販売業務委託料と電算業務委託料でございます。商品券販売業務委託料9,795万4,000円の委託業務の内容ですが、プレミアム付商品券の印刷、保管管理、販売業務、換金業務などの事務費と商品券販売見込総額の25%をプレミアム分の原資として計上しています。電算業務委託料は423万5,000円で、プレミアム付商品券システム導入支援業務委託料でございます。

14の使用料及び賃借料86万4,000円ですが、事務機器賃借料で、ノートパソコンやプリンター、複写機などの費用です。

次に、歳入についてですが、7ページをお願いします。

13款2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1のプレミアム付商品券事務費補助金として3,910万円、2のプレミアム付商品券事業費補助金として販売見込総額の25%、7,500万円、合計で歳出と同額の1億1,410万円を見込んでおり、国の補助金で本事業の全額が賄われる予定でございます。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終了いたします。

○委員長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 議案第 1 号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

それでは初めに、補正予算書の 8 ページをお開きください。

歳出になります。

2 款 1 項 8 目電子計算費、説明欄 1 の電算システム運用事業の13節電算業務委託料720万円ですが、国がこの10月から実施する幼児教育無償化制度の導入に伴い、給食費納付書の様式及び口座振り替え処理、公定価格計算機能、制度改正に伴う様式変更等の事務処理に対応できるよう、現在使用している子ども・子育て支援システムを改修するものであります。

補正予算書の 7 ページをお願いします。

歳入になります。

14款 2 項 2 目 3 節児童福祉費県補助金、説明欄 1、子ども・子育て支援事業費補助金720万円ですが、全額県支出金となります。

続きまして、補正予算書の 9 ページをお開きください。

歳出になります。

3 款 3 項 2 目母子父子福祉費、説明欄 1 の19節未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金70万円でございますが、国が住民税非課税の適用価格を講じつつ、さらなる税制上の対応の要否について、令和 2 年度の税制改正大綱において検討し、結論を得るとされております。このことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親に対して給付金を支給するものであります。

支給対象者は、11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母で、基準日の10月31日において、これまで法律婚をしたことのない者などで、40名を見込んでおります。1 人当たりの金額を 1 万7,500円を給付するものであります。

補正予算書の 7 ページをお願いします。

歳入になります。

13款 2 項 2 目 2 節児童福祉費国庫補助金、説明欄 1、母子家庭等対策総合支援事業費補助金70万円ですが、全額国庫支出金となります。

以上で、議案第 1 号、子育て支援課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） プレミアム商品券なんですけど、これは住民税の非課税世帯って、これいつからこうなったんですって。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） 今回のプレミアム付商品券購入対象者を低所得者と子育て世帯に絞ったものについては、初めてであります。よろしくお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そうすると、今までだと一般の方もみんな買えたわけで、これの周知徹底はどのようにするのでしょうか。私も今まで知らなかったんで、どのようにしますかね。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の質疑に対し答弁を求めます。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（仲條義治） プレミアム付商品券事業の全体の周知でございますけれども、広報紙によるPR、市のホームページへの掲載、それとポスター、チラシ等による啓発、相談窓口の開設などを予定しております。

この購入対象者の要件については、広報などでもお知らせし、住民税非課税者が対象であることの旨を説明する予定でございます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、今までのプレミアム商品券、名前が同じなんですけど、既存のプレミアム商品券は所得制限とかございません。これは例年どおり7月に7,000セット、それから12月に1万セット販売されます。これは従来どおり10%のプレミアムがついたもので、同じプレミアムでちょっと名前が紛らわしいんですが、今回は国の消費税の対策ということで、特別に講じられたものでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ご親切にありがとうございました。

私らも知らなくて、プレミアム商品券は一切買えなくなっちゃう、そうじゃないというので、そこらをよく徹底していただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号の補足説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(八木幹夫) それでは、議案第9号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本議案は、社会教育施設大規模改造工事に係る本契約の締結についてであります。

去る6月4日の総合評価方式一般競争入札において、株式会社伊藤工務店が落札をいたしました。契約金額は2億8,325万円です。その後、6月11日付で仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、本議会での議決を求めるものでございます。

続きまして、工事概要を説明いたします。

概要につきましては、3月の常任委員会で図面をお配りしまして、一度説明をさせていただいているところでございますが、本工事は建物の老朽化により、干潟公民館の機能を移転するため工事を行うものであります。今回は、屋根、外壁、内装を中心に行う建物部分の大規模改造工事となっております。

工事後の主な用途としましては、1階部分は施設の受け付けなどを行う事務室のほか、ロビーや200人が収容できる集会室、放課後児童クラブの部屋、文書館となっております。2階部分は、研修室や和室、音楽室、調理室で、3階部分は文化財の収蔵庫となっております。

それで、今後でございますが、受変電設備や電灯設備などの電気設備改修工事と給排水設備や空調換気設備などの機械設備改修工事を今後行う予定でございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○委員長(飯嶋正利) 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(石橋方一) それでは、議案第10号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

本議案は、海上保育所園舎改築工事建築に係る本契約の締結についてであります。

去る6月4日の総合評価方式一般競争入札において、契約金額2億185万円で、株式会社伊藤工務店が落札いたしました。その後、令和元年6月11日付で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、工事概要を説明いたします。

お手元の提出資料、工事図面1、配置図をご覧ください。

現在の園庭場所に新園舎を建築し、既存園舎を解体撤去した跡地に園庭及び送迎用の駐車スペースを整備いたします。

続きまして、工事図面2、平面図をご覧ください。

構造及び規模は、木造平屋建て延べ床面積605.93平方メートルで、既存園舎より約160平方メートルの増となっております。

建物正面玄関から入り、廊下を挟んで向かって左側に病児保育室、調理室、遊戯室等を配置し、右側には事務室及び各年齢ごとの保育室等を配置しております。

続きまして、工事図面3、立面図をご覧ください。

窓を多目にすることで、自然の灯りを取り入れた優しい施設としております。

以上で、議案第10号、工事請負契約の締結についての説明を終わりにします。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） よろしく申し上げます。

これで見ると、洋式のようになっていますが、トイレは洋式でしょうね。それと、エアコンは当然全部入っていると思うんですが、遊戯室等にはエアコンは入るのでしょうか。お願いします。

○委員長（飯嶋正利） 木内欽市委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） まず、トイレでございますが、トイレにつきましては洋式でございます。あと男子用の小便器のトイレもございます。

あと、エアコンにつきましては、全室エアコン完備ということで、もちろん遊戯室、保育室等もエアコンのほうは入ります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより討論を省略し、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないので、委員長報告は委員長に一任させていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課より、小学校屋内運動場と中学校武道場の防災機能強化工事について申し上げます。

まず、前年度繰り越し事業における干潟小及び滝郷小の屋内運動場防災機能強化工事については、老朽化による改修及び天井材の落下防止など、非構造部材における耐震化を図るため、5月29日に契約し、工事着手したところでございます。

工期につきましては、2校とも年内の完成を予定しております。

本年度事業の矢指小と共和小の屋内運動場防災強化工事につきましては、国の採択を受けましたので、発注の準備を進めてまいります。

また、第一中学校、第二中学校及び海上中学校の武道場防災機能強化工事につきましては、詳細設計を5月29日に契約し、9月10日を履行期限としております。

なお、当該武道場については、次年度の工事を予定していますが、国の前倒し調査について追加要望しましたので、採択された場合は該当工事の補正予算の対応を含め、事業着手に向けた準備を進めてまいります。

また、空調設備設置事業の進捗状況ですが、詳細設計を5月末に完了し、現在発注に向けて設計内容の確認作業をしているところであります。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、体育振興課より何点か報告いたします。

初めに、旭市総合体育館の工事の進捗状況について報告させていただきます。

総合体育館の屋根・外壁改修工事ですが、平成31年3月19日に株式会社伊藤工務店と契約後、令和2年2月28日の完成に向け工事を進めております。現在は足場の設置の後、屋根と外壁の洗浄を行っているところでございます。

次に、総合体育館のサブアリーナ天井改修工事でございますが、これは天井の振れ止め不足による工事を行うもので、令和元年5月9日に旭市米込の高野建設株式会社と契約をし、令和元年9月10日の完成に向け工事を進めております。現在は床の養生を行い、足場を設置

しているところでございます。

工事期間中は利用者と十分調整し、事故がないように工事を行ってまいります。

次に、サッカー場整備事業ですが、今月中に基本計画と基本設計の仕様書を作成しまして、7月の入札に向けて今現在準備を進めております。

基本計画は年内に、基本設計は来年3月末に完成するように計画をしています。

次に、東京2020オリンピック聖火リレーについて報告します。

今月1日にオリンピックの聖火リレーについて、ルートの概要が発表されました。旭市につきましては、千葉県の2日目の7月3日金曜日、いいおかみなと公園からいいおかユートピアセンターとなりました。

コース等につきまして、今後、県と組織委員会で決定される予定でございます。

また、聖火ランナーにつきましては、募集を行い、組織委員会が決定する予定であります。

詳細につきましては、情報が入り次第、ホームページ、広報等でお知らせしてまいりたいと思います。

以上で、体育振興課からの報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） サッカー場発注に向けての工事について、場所は飯岡中の運動場というようなことでの計画ですね。それでもって、サッカー場について公式記録の競技場に使えるような設計なのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） サッカー場なんですけれども、これから今年度計画、基本設計まで行いますけれども、今公式で使えるようなことで我々考えています。ただ、これからいろいろ競技団体とも協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（飯嶋正利） 次に、請願の審査を行います。

関係課以外は退室してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、請願の審査を行います。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第3号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第2号について審査に入ります。

紹介議員であります平山清海議員より説明願います。

平山清海議員。

○紹介議員（平山清海） よろしく申し上げます。また、審議に貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございます。

それでは、第2号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願についてであります。請願者は子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体であります。この団体の構成団体は、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、また県内の小・中・高等学校の校長会、教育委員組合、そしてPTA連絡協議会と県教育会が一丸となって子どもたちの豊かな育ちと学びを支援するそういった団体であります。

請願の趣旨でございますが、お手元の文書にありますとおり、これまでどおり国民に等しく義務教育を保障するためには、義務教育費の国庫負担は不可欠であります。一定の教育の質、これを国民に等しく担保するものであり、万が一これが崩れますと、多大な財政負担を

地方自治体に課すことになりまして、厳しい地方財政をさらに圧迫、ひいては教育の地域格差を引き起こすということも考えられます。

したがって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望するものであり、採択していただけますようお願いするものであります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 平山清海議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） それでは、第2号について、学校教育課から意見を述べさせていただきます。

今回の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願は、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、教育長協議会、県PTA連絡協議会、県小学校長会、中学校長会ほか千葉県の教育会を代表する21団体でつくる子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体、千葉県連絡会の会長名で採択を求められた請願でございます。会長は、市原市教育委員会教育長職務代理者であります。

未来を担う子どもたちの健全育成をつかさどる学校教育を充実させるためには、教職員の安定した確保が必要不可欠です。その財源措置として、教職員に係る給与費の3分の1を国が負担する義務教育費国庫負担制度がありますが、この負担の割合も恒常的な措置ではなく、制度そのものが廃止される可能性もあります。さらに事務職員、学校栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれております。

全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる基盤が、この義務教育費国庫負担制度であると考えます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございました。

何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

景山岩三郎委員。

○委員（景山岩三郎） 課長、国で今そういう動きがあるんですか。この前も出てきたでしょう、これ。そういう動きがあるんだ。これ、何十年前、田中総理の時代に国から出てきたでしょう。今になって幾らかそういう流れにきているの。国は。

○委員長（飯嶋正利） 景山岩三郎委員の質疑に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） これについては、例年言われていることでございまして、今年度に限ってそういうような話になったというふうには理解しておりません。

現在で言うと、2019年度で言いますと、文部科学関係予算の27.5%を義務教育国庫負担金が占めております。27.5%というこの大きさが、だんだんと縮減されていくのではないかと危惧されているところでございます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、続いて請願第3号について、紹介議員であります平山清海議員より説明をお願いいたします。

平山清海議員。

○紹介議員（平山清海） それでは、第3号の国における2020年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願についてであります。請願者は第2号と同じ子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体、千葉県連絡会であります。

申し上げるまでもなく、教育はこれからの日本の未来を担う子どもたちを心豊かにし、そして健やかに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに、子どもたち一人ひとりを取り巻く関係も変化し、教育における諸課題はもちろんでありますが、子どもたちの安全確保等においても、多くの課題が山積しております。こうした中、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

まずは基本となる部分として、お手元の文書にあります項目を中心とした予算がしっかりと確保されることが大前提であります。ぜひ2020年度に向けての教育予算の拡充、充実を国に対ししっかりと働きかけていきたいと考えますので、採択をいただけますようよろしくお願いするものであります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（加瀬政吉） 第3号について、学校教育課から意見を述べさせていただきます。

請願第3号は、請願第2号と同一の団体からのものであります。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することは、児童生徒の学力向上に直結することであります。

また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算の拡充を求めることは、非常に重要なことと考えます。特に教科書無償制度は、経済状況からだけではなく、教育を受ける権利が等しく保障されていることから維持していかなければならない制度です。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、安全・安心な学習環境を保障するためにも、学校施設のさらなる整備が必要と考えます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。

大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、自席でお待ちください。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第2号について意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（飯嶋正利） 次に、討論を省略して採決いたします。

請願第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、国における2020年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長の一任とさせていただきます。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の説明

○委員長（飯嶋正利）　続きまして、ただいま採決と決しました請願が本委員会で採択された場合、意見書の提出先に伴う発議案を提出することになりますので、事前に準備したいと思います。

事務局、意見書案を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（飯嶋正利）　初めに、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いいたしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（高安一範）　それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。座ったまま説明させていただきます。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担制度の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛て

でございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、請願第2号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は原案のとおりにすることによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（高安一範） それでは、請願第3号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

お手元に配付してございます国における2020年度教育予算拡充に関する意見書（案）をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における2020年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、

様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、2020年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) 特にないようですので、請願第3号の国における2020年度教育予算拡充に関する意見書は原案のとおりにすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(飯嶋正利) ご異議ないようですので、本意見書につきましては、ただいまご協議をいただいたとおりに準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

陳情の審査

○委員長(飯嶋正利) 次に、陳情の審査を行います。

関係課の入室のため、しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長(飯嶋正利) 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第4号、旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第4号の審査に入ります。

担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(石橋方一) それでは、関係各課を代表いたしまして、旭市の子どもの貧困対策について説明申し上げます。

なお、本件に関しましては、平成31年第1回定例会で提出された請願に対しても説明申し上げているところでございます。

本市においても、子どもや家庭が支援を必要としている状況に応じて関係各課及び関係団体等との連携を図り、適宜適切な貧困対策関連事業を実施しております。

それでは、県の推進計画における4つの重点的支援施策に沿って、旭市が行っている主な支援事業等を説明させていただきます。

1つ目は、教育の支援でございます。

まず、学校を核とした支援として、スクールカウンセラーの配置、就学支援として小・中学生の就学援助制度、高校・大学等進学に対する支援として旭市育英資金給付事業等を実施しております。これらは学校教育課が所管で行っております。

また、社会福祉協議会が受付窓口になって実施している生活福祉支援貸付制度等がございます。

2つ目は、生活の支援でございます。

保護者への生活支援として、母子・父子自立支援員による相談支援業務や社会福祉課所管の生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業、子どもの生活支援として健康管理課が実施している乳幼児の健康診査や生涯学習課の事業である地域子ども教室事業等がございます。

3つ目は、保護者に対する就労支援でございます。

こちらは、子育て支援課が担当しているひとり親家庭等へ資格取得を支援する各種事業や社会福祉課所管の生活困窮者自立支援による就労支援事業等がございます。

最後4つ目は、経済的支援でございます。

子育て支援課では、ひとり親世帯への経済的支援として、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費等助成事業を実施しております。

生活保護世帯への支援として、教育扶助、生業扶助、また大学等に進学する際の進学準備給付金の支給等を社会福祉課が担当して行っております。

本市においても、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、引き続き教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援など、子どもや家庭に対して今後も様々な支援施策の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） ただいま支援について4点ほど挙げていただきましたが、全国レベルの水準で旭市はどのくらいに推移しているのか、また近隣との関係の中でどの辺を推移しているのか、ちょっとお示しいただければありがたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 旭市の貧困率というのは今出していないので、正確に旭市の貧困率が何%という数字は分かりません。

あと、近隣につきましても把握してございません。近隣で計画を立てているというのも、ちょっと聞いておりません。申し訳ございません。

○委員長（飯嶋正利） 向後悦世委員。

○委員（向後悦世） すみません、また後ほどある程度分かるようなことがありましたら、またお知らせいただければありがたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、執行部はここで退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○委員長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第4号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（飯嶋正利） 次に、討論を省略して採決いたします。

旭市の子どもの貧困対策の更なる充実を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 賛成少数。

よって、陳情第４号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、審査は全部終了いたしました。

○委員長（飯嶋正利） これで、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１１時１８分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

総務常任委員会

令和元年6月19日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第2号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第5号 財産の取得について

議案第6号 専決処分の承認について

議案第7号 専決処分の承認について

議案第8号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長 伊藤 保

副委員長 米本 弥一郎

委員 高橋 利彦

委員 島田 和雄

委員 宮澤 芳雄

委員 遠藤 保明

委員 片桐 文夫

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 向後 悦世

説明のため出席した者（24名）

副市長 加瀬 正彦

総務課長 伊藤 憲治

企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
消 防 長	川 口 和 昭	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行政改革 推進課長	井 上 保 巳	税 務 課 長	石 毛 春 夫
監査委員 局長	伊 藤 義 一	市民生活課長	遠 藤 泰 子
会計管理者	多 田 英 子		
その他担当 職員	13名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 安 一 範	事務局次長	池 田 勝 紀
副 主 幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

昨晚、新潟、山形方面の山形沖地震に際しまして、被災した皆様には大変でした。心よりお見舞い申し上げます。

さて、梅雨の晴れ間でございますけれども、委員の皆様におかれましては寒暖の差が激しいときでございますので、体に十分気をつけて活動をお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承をお願いします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日、付託いたしました7議案について、審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なる審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案でございますが、今議長のご挨拶にもございましたとおり、全部で7議案でございます。

内訳でございますが、条例の一部改正といたしまして、議案第2号、旭市非常勤の職員の

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についての2議案です。

規約の制定に関する協議についてが1議案ございます。議案第4号として、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

次に、財産の取得、これが1議案です。議案第5号の消防本部に配備する資機材搬送車1台の購入でございます。

次に、議案第6号から議案第8号までの3議案でございますが、専決処分の承認についてでございます。議案第6号は旭市税条例等の一部改正、議案第7号は旭市都市計画税条例の一部改正、議案第8号は旭市国民健康保険税条例の一部改正でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するように努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますよう、お願い申し上げます。

また、本日は人事異動後初めての議会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 保） よろしく申し上げます。

○副市長（加瀬正彦） それでは、順次自己紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（伊藤憲治） 初めに、私、総務課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画政策課長（小倉直志） 企画政策課の小倉です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（伊藤義隆） 財政課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防長（川口和昭） 消防長の川口です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（山崎剛成） 秘書広報課長の山崎です。よろしくお願い申し上げます。

○行政改革推進課長（井上保巳） 行政改革推進課長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課長（石毛春夫） 税務課長の石毛です。よろしくお願い申し上げます。

○監査委員事務局長（伊藤義一） 監査委員事務局長の伊藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

○市民生活課長（遠藤泰子） 市民生活課長の遠藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（多田英子） 会計管理者の多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第2号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第5号、財産の取得について、議案第6号、専決処分の承認について、議案第7号、専決処分の承認について、議案第8号、専決処分の承認についての7議案であります。

初めに、議案第2号について補足説明がありましたら、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第2号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この投票立会人、これは何時から何時までなのか。それで、その時間と今回若干上がるようでございますが、時間給にしたら幾らになるのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 投票立会人の時間でございますが、投票時間と同じになりまして、午前7時から午後8時までという計算でございます。1時間当たり幾らかということもございましたが、それにつきましては、すみません、今計算いたします。

お待たせいたしました。時間にいたしますと815円程度でございます。

すみません、もう一度申し上げます。830円でございます。訂正してお詫びします。時間で830円になります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは何を基準に830円としてあるのか。そしてまた現在の千葉県の最低賃金、これは幾らになっているのか、お尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 基準でございますが、国の法律のほうで定められている基準から持ってきている金額でございます。したがって、最低賃金とは別物でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 千葉県の最低賃金につきましては、現在時間895円という計算でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、今の旭市の再任用職員の時間給から見ますと、かなり安いんですね。それで、再度確認しますが、旭市の再任用職員の時間給、これをもう1回お尋ねしたいと思うんですが、幾らなのか。職員の手取りじゃなく市が払っている全ての金額、それを時間で割りかえた場合、幾らになるのか。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 申し訳ございません。今手元にございませんで、後ほどお答えするということで、よろしゅうございましょうか。申し訳ありません。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第3号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はありませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にありませんので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 議案第4号につきましても、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 香取市東庄町病院組合が解散されたということですがけれども、今度この東庄病院というのは、どのような組織になったというか、その辺をお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今般の脱退する組合は、小見川町と香取市と東庄町の病院組合ということです。こちらが運営している病院は、小見川町の病院です。今建てかえをやっているか、建てかえが終わるかぐらいだと思うんですがけれども、この建てかえを機に東庄町が脱退するということです。東庄病院につきましては、以前より町立ということで運営されておりますので、組合の運営ではございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、議案第5号、財産の取得について、これは、資機材搬送車1台について、補足説明を申し上げます。

この車両の主な装備につきましては、四輪駆動、アンチロックブレーキシステム、これはABS装置、そして荷台、荷室のボディーはアルミのフラット板。これはイメージといたしまして、宅配業者のトラック、このような形でございます。荷台の後方に能力1,000キログ

ラムのリフターを装備しております。昇降装置でございます。

緊急消防援助隊、これの後方支援隊として大規模災害に出動する車両です。もちろん市内の災害にも通常対応いたします。現有する車両でありますけれども、平成15年に配備させていただきました。15年を経過し16年目に入っている車両でございます。老朽化に伴いまして、機能低下しました車両を更新計画に伴い更新をお願いするものでございます。こちらの車両の納入期限は令和元年12月27日でございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この車の大きさ、2トン車とか4トン車とか。そういう中でリフターを積むということなんですが、リフターと言われてもちょっと分からないもので、具体的にどういう資材を積むのか、お尋ねをします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

車両の大きさでございますけれども、通常のトラックで申しますと、2トンベースの車両となります。これはロングボディーを予定しておりますので、全長としては7メートルくらいでございます。そして、積む資機材でございますが、支援物資の中にはいろいろ自分たちが活動する資機材、これは通常であればホースであったり、それから自分たちの食料品だったりもするんですけれども、一番大きなものとしましては、現地に行って活動する拠点としますテント、それから発電機、そういったものは非常に重量がございます。そして、昇降装置と言いましたものは、荷台に積みおろしするための負担軽減としまして、油圧で荷台に積みおろすための油圧装置となります。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは市内だけでなく、かなり遠くまで援助に行くということですね。そんな中で、今までの状況、それにおいて、遠くはどの辺まで支援に出かけたのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） 援助する地区・地域とのご質問だと思います。実際には出動はしておりません。しかしながら、緊急消防援助隊といたしまして、平成27年、これは関東豪雨の際ですけれども、これは茨城県が主に浸水した時期です。このときに被災地からの要請に基づきまして、千葉県としても支援隊、資機材を搬送してもらえる消防本部があるかということで、私どもも手を挙げて準備をしたところでございます。そこまでは、今回の昨夜の新潟県沖の地震でも準備できるかという要請の指示がありましたけれども、12時に要請を受けて、2時に解除にされております。でありますので、実際に活動、それから現地に赴くということとは、今まではございません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 今までは支援したことはないということですね。その中で、県内の消防署においてこの車を準備してある消防署は何か所あるのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） ただいまの車両配備の台数でありますけれども、申し訳ございません。資料がございませんので、正確な数は申し上げることができません。県内31消防本部ありまして、近隣だけ、申し訳ございませんけれども、銚子市消防本部、香取市消防本部、それから山武郡市消防本部、それから西側は申し訳ございませんが、現時点での詳細はできておりません。後ほど資料として報告させていただきたいと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） 消防長。

○消防長（川口和昭） 周囲といたしましては、銚子、香取、そして現在今後の対応を考えているのが匝瑳市ということをお聞きしております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第6号、専決処分の承認につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。加えての説明はありませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第7号、専決処分の承認につきましても、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。加えての説明はありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第8号、専決処分の承認につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、加えての説明はありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課長の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 先ほど議案第2号の中でご質問をいただきました件につきまして、手元資料届きましたので、お答えいたします。再任用職員の時間当たりの金額というご質問でございました。それも実質的に市が払う額ということでございました。

申し上げます。1,834円という数字でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それは分かりましたけれども、あなた方は、時によって答弁みんな数字が違っちゃうんですよ。この間の一般質問では、1,030円みたいなことを言ったんですよ。その前の議会で、質疑か何かでやったらこの数字出ているんですよ。やっぱり、答弁というのは、一貫した答弁をしていただきたいという、そのごとに答弁されたから困りますから、それだけは言うておきますよ。特に副市長、その辺、気をつけてください。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） そのときどきで答弁が違うということでご指摘をいただきました。その辺は重々注意をいたしまして、答弁していきたい、そのように思います。ただ、この時給の関係でございますけれども、先ほど再任用の関係は一度お示ししたのは、共済費も込みの金額だったと。その後でご質問いただいたのが臨時職員ということであったので、臨時職員ですと、社会保険をかける人、かけない人それぞれいます。ですので、その辺を含めた全体の話でいきますと、どうしても計算複雑になるということがございまして、それで、実質本人に支給している額ということで、それが1,349円という、そういう金額をお話しさせていただいたということであったと思います。その辺はできるだけ誤解を招かないように、適切な形で表現させていただいて、答弁してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 本人手取りとか何とか関係ないんですよ。市から出る金は1,834円でしょう。これは経費として出るわけですよ。本人手取りとか、それからあとは福利厚生だとかそういうの関係ないんですよ。その辺よく認識してくださいよ。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

○委員（高橋利彦） いいですよもう。やってもしょうがない。

○委員長（伊藤 保） 分かりました。

消防長。

○消防長（川口和昭） 私から、先ほど高橋委員によりご質問のありました、県内の配車状況でありますけれども、厳密に資機材搬送車とは現前にうたわれておりませんので、支援車と

いう形で台数を報告させていただきたいと思います。31消防本部ありまして、12台配備されているということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第2号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり承認されました。

議案第 7 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり承認されました。

議案第 8 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり承認されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） それでは、総務課からは、改元に伴う条例、規則等の取り扱いについて、ご報告申し上げます。

お手元に資料をお配りしているものをご覧ください。

旭市における改元後の文書の年表示については、4月1日に総務省から示された、改元に伴う元号による年表示の取り扱いについて等の国の方針に基づき、事務処理を行っているところ です。

このような中で、市の条例、規則等につきましても、法令等における年表示の取り扱いに倣い、改元のみを理由とした改正は行わず、それ以外の理由により改正を行う際に併せて必要な改正を行うこととしたところでございます。

なお、改元に伴う文書の取り扱いにつきましては、市の広報及びホームページにより周知を図っております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

以上で審査は全部終了いたしました。

○委員長（伊藤 保） これにて本委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時31分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保